新規の取得や更新申請等時は症状などを自己申告してください。

平成26年6月1日より「質問票」の提出が義務づけられたことから、免許申請 や更新申請の時には下記の質問事項について、必ず「はい」か「いいえ」にチェックし、窓口へ提出していただきます。

質問票		
次の事項について、該当する□に∨印を付けて回答してください。		
1 過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます。)を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	□はい	\ □\\\\
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、 一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	□はい	□\^\\
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	口はい	_\v\v\
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	口はい	_\v\v\
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	□はい	□\\\\
公安委員会 殿 年	月	Ħ
上記のとおり回答します。		
(注意事項) 1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくに に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 3 提出しない場合は手続ができません。	ん。 銭してくか	ぎさい。)

この質問で「はい」にチェックされた人、あるいは自動車などの安全な運転に支障があると思われる人に対しては、職員が症状などについて具体的にお話を伺うことになります。(医師が作成した診断書の提出をしていただく場合があります。)

~プライバシーの保護には十分配意いたします。~

質問内容に虚偽の記載をして提出した場合は、<mark>罰則が適用</mark>されることがあります。

経由申請時に提出した質問票について、回答欄の「はい」にチェックがある場合は、 経由申請後、住所地公安委員会から病気の症状等について聴取されます。